

# 保存版 事業系廃棄物の分け方・出し方

新潟市



- 事業活動に伴って発生する廃プラスチック類は産業廃棄物として分別し、適正処理の徹底、及びリサイクルを推進してください。
- ガラスびん、飲食用缶、古紙類は市の処理施設への搬入は禁止です。必ずリサイクルしてください。
- 事業系廃棄物は、家庭ごみ集積場には出せません。

事業系廃棄物を適正に処理するために参考となる市の発行物（裏面参照）

※①事業系廃棄物処理ガイドライン（平成26年4月発行）

※②リサイクル業者一覧（一般廃棄物収集運搬業者、市の処理施設一覧、リサイクル業者等掲載）

市のホームページからダウンロードできます。

ガイドライン頁  
※①参照

区分	種類(分け方)	例	注意事項	出し先(処理業者等)※②参照
事業系ごみ (市で処理できる事業系廃棄物)	可燃ごみ	<p>リサイクルできない紙類 布類 皮革類 食品系廃棄物 木くず類 その他の可燃ごみ</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 90ℓ以内の透明・半透明の袋に入れてください。</li> <li>● 長さ50cm以下のものに限りです。(木くず類は長さ50cm以下、太さ10cm以下)</li> <li>● 水分はできるだけ除いてください。</li> </ul>	P7
		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 少量プラスチックごみの緩和措置</li> </ul> <p>[受入基準] ⇒90ℓ1袋以内/週1回</p> <p>プラマーク容器包装、PPバンド、発泡スチロール、プラスチック製文具、少量の化学繊維等の可燃物</p>	<p><b>注意！ 原則、産業廃棄物として処理してください。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 少量プラスチックごみのみを分別して透明・半透明の袋を使用してください。</li> <li>● 長さ50cm以下のものに限りです。</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 少量ペットボトルの緩和措置</li> </ul> <p>[受入基準] ⇒90ℓ1袋以内/月1回</p> <p>ペットボトル</p>	<p><b>注意！ 原則、産業廃棄物として処理してください。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● ペットボトルのみを分別して透明・半透明の袋を使用してください。</li> </ul>	
不燃ごみ	<p>木製家具 カーペット等の布製品 革製のソファー等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 軽トラック1台分を超えるような大型・多量なものは、事前に電話等で市の処理施設にお問い合わせください。</li> </ul>	P8	一般廃棄物収集運搬業者 市の処理施設
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 少量不燃ごみの緩和措置</li> </ul> <p>[受入基準] ⇒90ℓ1袋以内/月1回</p> <p>ガラス類・陶磁器類(割れたコップ・茶碗・湯呑等)、少量の金属くず(壊れたマイボトル等)の不燃物(ただし傘は2本まで/月1回)</p>	<p><b>注意！ 原則、産業廃棄物として処理してください。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 少量不燃ごみのみを分別して透明・半透明の袋を使用してください。</li> </ul>		
事業系特定6品目	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 受入基準内に限り分別していただければ市で受け入れます。</li> </ul> <p>[受入基準]</p> <p>①乾電池類 1kg/回 ②小型蛍光灯 1kg/回 ③水銀体温計 2本/回(医療、福祉関係事業者は不可) ④ライター 5個/回 ⑤スプレー缶類 2本/回 ⑥小型家電類 5kg/回(概ね、縦15cm×横35cm奥行20cm以下)</p>		<p><b>注意！ 原則、産業廃棄物として処理してください。事業系特定6品目以外の水銀・鉛含有製品は、少量でも市では受け入れできません。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 排出時に廃棄物処理依頼書を添付して、一般廃棄物収集運搬業者に委託するか、市の処理施設に自己搬入してください。廃棄物処理依頼書は市のホームページからダウンロードできます。(トップページから「処理依頼書」で検索)</li> </ul>	P9

資源物 (民間リサイクル施設で処理できる事業系廃棄物)	ガラスびん		● キャップをはずし洗浄してください。	P11	一般廃棄物収集運搬業者 産業廃棄物収集運搬業者 ガラスびんリサイクル業者
	飲食用缶		● 洗浄してください。		一般廃棄物収集運搬業者 産業廃棄物収集運搬業者 金属くずリサイクル業者等
	古紙類	<p>段ボール、新聞・チラシ、雑誌・カタログ等、シュレッダー紙、OA紙、雑紙(メモ用紙、紙箱、紙袋、はがき、封筒、包装紙等)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 紙以外のものは必ず取り除いてください。</li> <li>● リサイクルの可否が分からない紙類は出し先に相談してください。</li> </ul> <p><b>[リサイクルできない紙類の例(可燃ごみ)]</b> ティッシュペーパー、臭いのついた紙、ワックス加工した紙、油紙、感熱紙、アルミ加工紙、ビニールでコーティングされているもの、防水加工紙、圧着はがき、カーボン紙、アイロンプリント紙、写真、切符、口付け段ボール等</p>		一般廃棄物収集運搬業者 古紙類リサイクル業者等
	木くず類 (一般廃棄物)	<p>廃木材 伐採木 枝葉 木製家具類</p>	● 出し先(処理業者等)と相談してください。		一般廃棄物収集運搬業者 木くず類リサイクル業者
	食品系廃棄物 (一般廃棄物)	<p>食品系廃棄物 魚腸骨</p>	● 出し先(処理業者等)と相談してください。		一般廃棄物収集運搬業者 食品系廃棄物リサイクル業者 魚腸骨リサイクル業者

## 廃プラスチック類、ペットボトル(産業廃棄物)のリサイクル

<p>発泡スチロール、食品トレイ、プラマーク容器包装等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 出し先(処理業者等)と相談してください。</li> <li>● 汚れが付着している場合は洗浄してください。</li> </ul>	P12	産業廃棄物収集運搬業者 廃プラスチック類リサイクル業者等
<p>ペットボトル</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 出し先(処理業者等)と相談してください。</li> <li>● 汚れが付着している場合は洗浄してください。</li> </ul>		産業廃棄物収集運搬業者 ペットボトルリサイクル業者等

裏面には事業系廃棄物全般に関する各種説明を掲載しています。



## 産業廃棄物

### 産業廃棄物の分類

●産業廃棄物は事業活動に伴って生じた廃棄物のうち次の20種類に分類されます。

産業廃棄物の種類	例
1 燃え殻	焼却炉の残灰、石炭がら
2 汚泥	工場排水処理や物の製造工程等から排出される泥状のもの
3 廃油	潤滑油、洗浄用油等の不要となったもの
4 廃酸	酸性の廃液
5 廃アルカリ	アルカリ性の廃液
6 廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず等の合成高分子系化合物(発泡スチロール、食品トレイ、プラマーク容器包装、ペットボトル含む)
7 ゴムくず	天然ゴムくず
8 金属くず	鉄くず、アルミくず等
9 ガラス・コンクリート・陶磁器くず	ガラスくず、コンクリートくず(建設廃棄物※は「がれき類」、陶磁器くず
10 鉱さい	スラグ、廃鑄物砂
11 がれき類	建設廃棄物※のコンクリート破片、アスファルト破片等
12 ばいじん	工場や焼却施設の排ガスから集められたばいじん
13 紙くず	建設業、紙製造業、製本業等の特定の業種から排出されるもの
14 木くず	建設業、木材製造業等の特定の業種から排出されるもの
15 繊維くず	建設業、繊維工業等の特定の業種から排出されるもの
16 動植物性残さ	食品品製造業・医薬品製造業等の特定の業種から排出されるもの
17 動物系固形不要物	と畜場などから発生した動物の残さ
18 動物のふん尿	畜産農業から排出されるもの
19 動物の死体	畜産農業から排出されるもの
20	上記1から19の産業廃棄物を処理したもので、1から19に該当しないもの(コンクリート固型化物等)

※建設廃棄物とは、工作物の新築、改築又は除去に伴って生じる廃棄物のことです。

### 産業廃棄物の処理委託方法

●産業廃棄物の処理を委託するときは、特に次の3つのポイントに注意してください。

- ポイント1** 産業廃棄物処理業の「許可」を受けた事業者(以下「産廃許可業者」という。)に委託してください。委託する産業廃棄物の「種類」の許可がある産廃許可業者に委託してください。
- ポイント2** 「委託契約書」を産廃許可業者と締結してください。(5年間保存)  
産業廃棄物処理業の許可は「収集運搬業許可」と「処分業許可」があります。収集運搬と処分を異なる業者に委託するときは、別々に契約が必要です。
- ポイント3** 「マニフェスト(産業廃棄物管理票)」を交付してください。(5年間保存)  
毎年6月30日までに、その前年度に交付したマニフェスト(産業廃棄物管理票)の交付実績を「産業廃棄物管理票交付等状況報告書※」に記載して新潟市長に報告することが義務付けられています。  
※様式は市のホームページからダウンロードできます。(トップページから「マニフェスト」で検索)

### 産業廃棄物処理委託の参考となるホームページ

- 新潟市ホームページより  
⇒ ごみ・リサイクル ⇒ 産業廃棄物 ⇒ 産業廃棄物処理業者名簿  
[http://www.city.niigata.lg.jp/kurashi/gomi/sanpai\\_home/sanpai\\_home.html](http://www.city.niigata.lg.jp/kurashi/gomi/sanpai_home/sanpai_home.html)
- 新潟県ホームページより  
⇒ リサイクル・ごみ ⇒ 資源循環型社会(リサイクル・ゴミ処理など) ⇒ 排出事業者の方へ(産業廃棄物の適正処理について)  
<http://www.pref.niigata.lg.jp/haikibutsu/1356778403222.html>
- 契約書のひな型、複写式マニフェストの購入等ははこちら  
一般社団法人 新潟県産業廃棄物協会 電話:025-246-9288  
<http://www.niigata-sanpai.or.jp/>

参考：一般廃棄物収集運搬業者でも産廃許可業者である場合には処理を委託することができます。

## 個別リサイクル法によるリサイクル対象品は市の処理施設で受入できません

- 家電4品目(冷蔵庫・冷凍庫、テレビ、エアコン、洗濯機・乾燥機)  
参考：一般財団法人 家電製品協会 家電リサイクル券センター <http://www.rkc.aeha.or.jp/>
  - パソコン(デスクトップ本体、ディスプレイ、ノートパソコン)  
参考：一般財団法人 パソコン3R推進協会 <http://www.pc3r.jp/>
- [処理方法] メーカー、販売店、産業廃棄物処理業者

## 事業系一般廃棄物(事業系ごみ)

### 事業系一般廃棄物(事業系ごみ)の処理委託方法

●新潟市では、旧市町村を地区単位とした「収集区域」を定め、「収集区域」ごとに一般廃棄物収集運搬業の許可を出しています。事業系一般廃棄物は、排出する事業場を収集区域とする許可を持つ一般廃棄物収集運搬業者に委託してください。

【一般廃棄物収集運搬業者を探すときの参考資料】 ※②別紙:リサイクル業者一覧に掲載

### 一般廃棄物の収集区域



収集区域名	該当する地区
新潟広域	新潟地区、黒埼地区、横越地区、亀田地区
白根広域	白根地区、小須戸地区、味方地区、月潟地区、中之口地区
巻広域	巻地区、岩室地区、西川地区、湯東地区
新潟地区	新潟地区
豊栄地区	豊栄地区

### 事業系一般廃棄物(事業系ごみ)の自己搬入

- 市の処理施設の問い合わせ先 ※②別紙:リサイクル業者一覧に掲載
- 市の処理施設でのごみ処理手数料 130円/10kg(市の処理施設共通)
- 民間のリサイクル施設の問い合わせ先 ※②別紙:リサイクル業者一覧に掲載

## 事業系ごみ Q&A (市の処理施設で処理できる事業系廃棄物)

- 可燃ごみの緩和措置に関する Q&A
  - Q1 プラマーク容器包装を45ℓ袋に入れて2袋を週1回排出してもいいですか?  
A1 合わせて90ℓ以内であれば市で受け入れられます。
  - Q2 PPバンド、発泡スチロールを90ℓ袋に入れて1袋を週1回排出してもいいですか?  
A2 市で受け入れられます。
  - Q3 プラマーク容器包装を90ℓ袋に入れて3袋を週3回排出してもいいですか?  
A3 「少量プラスチックごみ」に当たらないため、市では受け入れられません。すべてを産業廃棄物として適正に処理してください。
  - Q4 汚れが付着している弁当容器等を「可燃ごみ」として排出してもいいですか?  
A4 極力洗浄して「産業廃棄物」として処理してください。分別が困難な場合は一般廃棄物と産業廃棄物の混合物として「可燃ごみ」として市で受け入れます。
  - Q5 デスクマットを50cm以下に切断して90ℓ袋に入れて1袋を週1回排出してもいいですか?  
A5 市で受け入れられます。
- 不燃ごみの緩和措置に関する Q&A
  - Q1 割れた湯呑等の不燃ごみを30ℓ袋に入れて3袋を月1回排出してもいいですか?  
A1 合わせて90ℓ以内であれば市で受け入れられます。
  - Q2 割れた湯呑等の不燃ごみを90ℓ袋に入れて2袋を月1回排出してもいいですか?  
A2 「少量不燃ごみ」に当たらないため、市では受け入れられません。すべてを産業廃棄物として適正に処理してください。
  - Q3 壊れた傘2本と、ペットボトルを90ℓ袋に入れて1袋を月1回排出してもいいですか?  
A3 そのままでは受け入れられません。壊れた傘は「少量不燃」、ペットボトルは「少量ペット」になるので、事業者がそれぞれ別の透明・半透明の袋に分別すれば市で受け入れられます。

## 事業系廃棄物を適正に処理するために参考となる市の発行物

- 事業系廃棄物については、「事業系廃棄物処理ガイドライン(平成26年4月発行)」や「リサイクル業者一覧」もご覧ください。
- お持ちでない方は、市のホームページからダウンロードできます。

### ①事業系廃棄物処理ガイドライン(平成26年4月発行)

□新潟市ホームページより ⇒ ごみ・リサイクル ⇒ 事業系ごみ(一般廃棄物) ⇒ 事業系ごみについて  
<http://www.city.niigata.lg.jp/kurashi/gomi/jigyokei/business.html>

### ②リサイクル業者一覧(一般廃棄物収集運搬業者、市の処理施設一覧、リサイクル業者等掲載)

□新潟市ホームページより ⇒ ごみ・リサイクル ⇒ 事業系ごみ(一般廃棄物) ⇒ リサイクル業者の紹介  
<http://www.city.niigata.lg.jp/kurashi/gomi/jigyokei/trader.html>

